

四日市市告示第 5 8 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 46 第 1 項の規定に基づく、所有不動産の登記移転等に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり公告する。

令和 6 年 9 月 3 日

四日市市長 森 智 広

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

- (1) 名称 中納屋町自治会
- (2) 区域 中納屋町自治会の区域
- (3) 主たる事務所 四日市市中納屋町 6 番 4 号

2 対象となる不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
宅地	262.54 m ²	四日市市中納屋町 3288 番
宅地	36.36 m ²	四日市市中納屋町 3289 番

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
加藤 和博	四日市市中納屋町 4 番 14 号

3 申請事項に関し異議を述べることができる者

- (1) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 当該不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間

令和 6 年 9 月 3 日から令和 6 年 1 2 月 3 日まで

(2) 方法

当該不動産の登記移転等に係る異議申出書に異議の内容を記載し、当該不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の異議の内容を証明する書類として、四日市市長が認めるものを添え、四日市市長に申し出る方法による。

5 異議申出書等提出先

四日市市 市民生活部 市民生活課

電話番号 059-354-8146

郵送の場合 〒510-8601 四日市市諏訪町 1 番 5 号 四日市市役所 市民生活課

持参される場合 四日市市諏訪町 1 番 5 号 庁舎 5 階 市民生活課

(市民生活部市民生活課)